

賃金規程 別紙 「介護職員等処遇改善加算」による処遇改善

社会福祉法人わかやま虹の会は、実施している3事業(特別養護老人ホームわかば、ショートステイわかば、デイサービスわかば)について、2024年度介護報酬改定で新設された「介護職員等処遇改善加算Ⅰ」算定による賃金改善を継続し、月50時間未満の介護職員、事務等職員への時間30円分の処遇改善手当支給(今年の最低賃金改定への対応)を含めて、2025年度賃金改善を下記のとおりとります。

(旧処遇改善加算)

○常勤介護職員の処遇改善手当(月額)を継続 介護福祉士 29000円、介護職員 24000円。非常勤介護職員に処遇改善手当(月額)を継続(労働時間により、14000円、7000円、5000円、介護福祉士は1000円～2000円の加算)。主任・副主任手当(月額)を各3000円アップの継続(主任18000円、副主任13000円)、リーダー手当(月額5000円)を継続、2018年4月実施非常勤介護職員60歳迄対象に時給10円アップ、介護福祉士加給を+30円に(10円アップ)、夜勤手当500円アップ(5500円)を継続、2015年4月実施常勤ベースアップ2000円と常勤の定昇、資格取得による昇給、2015年4月実施非常勤時給30円アップと勤続1年目10円アップ、夏・冬一時金支給時対象者に常勤10000円、非常勤5000円の加算支給。

(旧特定加算)

○Aグループ経験・技能のある介護職員 16万8千円、役職者+6万円、特定行為従事者+3万円、Bグループ他の介護職員 介護福祉士14万4千円、特定行為従事者+3万円、介護福祉士無10万8千円、Cグループその他の職種 生活相談員16万8千円、管理栄養士12万6千円、以上常勤職員(事務・看護を除く)を対象に年度末一時金として支給。休職月等あれば減額、支給人員・加算金に増減ある場合は調整。なお、Aグループに含む勤続10年以上は年度当初(4月1日)で見ます。

(旧ベースアップ等加算)

○常勤職員は、すべての介護職員と生活相談員・管理栄養士を対象に処遇改善手当②月額6000円(9月と3月に各3000円加算)を支給する。パート職員は職種を問わず全職員を対象に一律30円時間給引き上げ(令和4年2月実施)、令和5年11月給与からさらに20円全パート職員対象に時間給引き上げ支給。令和6年4月から処遇改善手当②は月額6500円に改定(年額では変わらず)。

(新処遇改善加算)

上記3つの旧加算を引き継ぐのに加えて、○令和6年6月からは、同年2月から実施している全常勤職員(これは職種問わず全常勤職員)処遇改善手当③一律3200円に2800円を加算して処遇改善手当③6000円とし、同年2月からパート職員に実施している時間給20円引き上げを6月以降も継続する。

以上

(2025年4月1日 社会福祉法人わかやま虹の会)